

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（5）

2. 日時

令和2年12月11日（金） 15時20分～15時55分

3. 場所

原子力規制庁 13階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、上原技術  
参与

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

6. 配布資料

資料 : 保安規定の変更概要及び指摘等事項の対応について（MSR-  
20-040）

添付資料①：章立て構成の新旧比較

添付資料②：品質管理基準規則及び解釈の事業許可・保安規定への反映  
一覧

添付資料③：品管規則追加21項目の保安規定及び品証計画書への反映に  
ついて

添付資料④：事業許可と保安規定の記載整理表

添付資料⑤：保安措置等に係る運用ガイドの保安規定への反映状況

添付資料⑥：保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

添付資料⑦：保全区域の検討について

添付資料⑧：CAPシステムの導入状況について

- 添付資料⑨：放射性廃棄物管理及び放射線管理について
- 添付資料⑩：加工施設の操作について
- 添付資料⑪：施設管理について
- 添付資料⑫：経年劣化評価と長期施設管理方針について
- 添付資料⑬：異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成について
- 添付資料⑭：設工認の保安規定への段階的反映（廃液処理設備）
- 参考資料：コメント反映新旧対照表

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁アリタですそれではただいまより、三菱原子燃料の保安規定に係る面談を開始します。
0:00:11	本日の面談は9月4日に申請のあった、保安規定変更認可申請についての面談で、
0:00:18	内容としましては、まず前回12月3日までの面談で事実確認をしていった内容の
0:00:29	反映状況についてで、加えまして、
0:00:33	保安規定設工認の段階的反映として新たに
0:00:38	4次設工認の工事の反映の新たに追加してもらってますんで、資料としましては
0:00:49	まずパワーポイント資料で指摘事項等の対応状況についてということでコメントの対応表ももらっています。次に、添付資料1から13番、これは前回の面談でももらっていたものにこれまでの面談の指摘事項を踏まえた
0:01:07	反映させたものと認識しております。そして添付資料14番、これが今回新たにいただいたもので内容としては
0:01:17	設工認の保安規定への段階的反映(廃液処理設備)ということで名前はついております。最後のコメント反映新旧対照表ということで、保安規定の方にどう反映させるのかの案ももらっております。
0:01:36	本日の配付資料、以上16個の配付資料で進めるんですが、全部説明していると時間がかかりますので、このうち、今回新たに追加していただいた添付資料14番についてと
0:01:51	あと、それにかかる条文の内容、これについて簡単に説明をお願いします。
0:02:00	はい。
0:02:02	三菱原子燃料のコマタでございます。承知いたしました。
0:02:07	その前に追加の資料でございますけれども、この前にちょっと簡単にですねパワーポイント資料で変わったところを御説明していきたいと思います。
0:02:19	まず、パワーポイント資料の右のページで、3ページのところですね。
0:02:25	こちら保安規定の理由、変更の理由というのが記載してございますけれども、こちらの(2)ということで4次設工認の反映というのを一文加えてございます。
0:02:44	それから、ページ数で8ページになります。
0:02:50	(2)ということで新規制基準対応工事は完了した建物設備に係る事項の変更という項目のところで、一番下のところが(3)のところに撤去及び新設設備(4次時設工認の反映)と、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	ということで、継続使用する設備について反映するということを追加してごさいます。
0:03:22	続きまして飛びますけれども 27 ページになります。
0:03:29	12/3 面談における指摘事項等に対する対応ということで、
0:03:36	コメントのナンバーとしましては 13 番と 14 番。
0:03:41	13 番のほうの非常時の措置について
0:03:46	これは整合を図ることというコメントいただきましたので、こちらのコメント内容を追加してそちらそれぞれに対する対応状況を右欄のほうに記載してごさいます。
0:03:58	同じく追加された 14 番、検査の独立性に関してということでもいただいたコメントに対して直上のところにですね新たに
0:04:12	品管規則の解釈の部分の記載を追加したというところで一括してごさいます。
0:04:23	最後 28 ページのところの提出添付資料リストということで、添付資料 14 を新たに加えましたので、その資料番号を追加してごさいます。
0:04:36	はい。
0:04:37	パワーポイントについては以上によりまして、
0:04:41	新たに追加して 14 番の資料についてご説明をしたいと思います。
0:04:53	右肩のところに添付資料 14 と書いてごさいます資料で、設工認の保安規定への段階的反映についてということで、第 76 条放射性液体廃棄物第 2 項のですね。
0:05:10	排廃液処理設備に関する記載の変更についてというタイトルになってごさいます。
0:05:17	1. 変更の内容としてはどういった変更内容かというのと、まず 1 点目でごさいますけれども、
0:05:28	新規制基準適合工事によって保安規定第 76 条第 2 項に記載されている附属建物廃水処理所に設置されております廃液処理的の(2)が撤去されまして、
0:05:44	こちらのほうは 4 次設工認で認可されてる案件でごさいますけれども、新たに工場棟転換工場廃棄物処理室に設置されている
0:05:56	廃液処理設備(5)と、
0:06:01	放射線管理棟の廃水処理室に設置される廃液処理設備(6)が新設されることから、当該条文をですねこれら撤去新設にあわせて適正化を行います。
0:06:19	それから第 3 項にですね、廃液処理設備(6)へ受け入れる廃液の管理について、これについても追記をしたいと考えております。
0:06:32	2 点目ですが、今の(1)に伴いまして別表第 1-3 保安上特に管理を必要とする設備の表のですね。
0:06:45	(42)放射性液体廃棄物廃棄設備等の撤去更新

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:57	に伴って、適正化を行います。
0:07:01	それから、3点目としまして、第2図の(2)ですね管理区域区分図というのがございますけれども、
0:07:11	こちらにですねり廃液処理設備の(6)が設置される場所でございますけれども、そこに廃品処理室というのを明記するというような変更を行いたいと思います。
0:07:27	2ポツにいきまして変更の理由でございますけれども、
0:07:34	廃液処理設備の(6)については、加工施設の維持管理に不可欠な活動である管理区域内のですね
0:07:45	最後に用いた
0:07:48	衣服等、衣類等の洗濯ですとか、退域する際に手洗した水を処理とか、そのための設備であって、
0:08:00	弊社が休止中でございますけれども、継続使用が必要でございますして、附属建物廃液処理所ですね、撤去開始及び廃液処理設備(6)の設置完了後に、
0:08:16	事業者検査の合格をもって速やかに切り替える必要があつてですね。
0:08:21	早期の保安規定変更認可が必要なためということでございます。
0:08:28	廃液処理設備の(5)については、プロセス廃液の処理設備でございますので、
0:08:35	生産が再開するまで使用するということはないんですけれども、
0:08:41	今次の変更申請において、廃液処理設備(5)含めてですね、工事完了後に、事業者検査の合格をもって使用することということで記載をしたいと考えております。
0:08:59	でアスタリスクがありますけれども
0:09:03	別添の資料として別添1にですね、4次設工認申請所抜粋と別添2としまして、4次設工認申請書の添付説明の設1ということでつけてございますけれども、
0:09:20	3以降ですね、これを
0:09:24	御説明のほうを進めていきたいと思っております。
0:10:04	3.の方に移りまして、当該の廃液処理設備の系統についてでございますけれども、
0:10:13	別表2のですね、4次設工認申請書の添付説明書設11のですね。
0:10:22	そのままのページ数で長が2242ページがございます。
0:10:35	こちらにですねり液体廃棄物の処理工程図というのはございますけれども、
0:10:43	今回の対象となるところが赤枠で囲っているところがございますして赤枠の中の青い破線の部分の左側ですね。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:56	こちらがプロセス廃液ということで
0:11:02	はい。
0:11:03	廃液処理設備の
0:11:05	(5)ということになります。
0:11:12	右側の青の破線、こちらが手洗い水系等ということで、こちらが廃液処理設備の(6)という、
0:11:23	系統で、こちらが対象になります。
0:11:34	続いて、次のページに行きますと
0:11:39	4. のですね変更前後の廃液処理設備の位置ということで、
0:11:46	こちらですね、別添の 2 ということで、2246 ページとページが振ってあるところ。
0:12:02	こちらのほうに雲マークで示しておりますけれども、上にある
0:12:10	添説設 1-3-3 のところは現状の排水処理場の場所になります。
0:12:19	こちらのほうに廃液処理設備(2)というのが集約されているということで、こちらが撤去されるということで、下の図のようにですね。
0:12:34	廃液処理設備の(5)の方がですね、転換工場の
0:12:42	廃液処理室に設置されるということでの、上側の場所ですね、こちらに(5)のほうを設置されると。
0:12:52	下側ですね放射線管理棟の廃水処理室というところに廃液処理設備の(6)が設置されるというような変更になります。
0:13:13	添付資料 14 の説明はとりあえず以上でございまして、あとは新旧比較表のほうですね実際に記載の変更の内容についてですね、ご説明をしたいと思います。
0:13:30	コメント反映の新旧対照表というものでございまして、
0:13:39	該当箇所が、
0:13:44	第 76 条になります。
0:13:51	こちらの赤字の部分が変更箇所になりますけれども、
0:14:00	現行の保安規定は左側のようにですね、廃液処理設備(2)という記載がございましてけれども、ここの部分は削除されまして、新たにですね。廃液処理設備の(5)及び
0:14:18	(6)の記載をするということでございます。
0:14:26	はい。
0:14:27	それから 3 項のほうにですね、ちょっと途切れて、また、というのがありますけれども次のページいきまして、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:38	手洗水等ですね、系統である廃液処理設備(6)のチェックタンクが有意な核燃料物質が混入されないようですね、具体的な方策を定めた。
0:14:53	第73条の標準書を遵守させるということで、
0:14:58	手洗い水系ですね系統の廃水にですね核物質が混入されるようなことがないような管理をですねしっかりするというので、そちらを下位文書のほうに定めて遵守させると。
0:15:15	いうことをこちらのほうに記載させていただきます。
0:15:24	それから関係するところではですね、
0:15:31	一番最後ですね、
0:15:44	不測の方ですね、修正させていただいてまして、施行期日のところをですね、従前までは、
0:15:54	認可後10日以内に施行ということで記載させていただきますけれども、今回、廃液処理設備の(5)と(6)に記載するというに伴いまして、
0:16:10	こちらそれぞれですね、事業者検査に合格した日の翌日から施行ということで、付則の方にですね、明記させていただいていると。
0:16:24	以上が廃液処理設備関係のご説明になります。
0:16:39	はい。規制庁アリタです。じゃあ、説明を一旦、以上ということでよろしいですね。
0:16:49	三菱原子燃料コマタです。はい。とりあえず以上であります。
0:16:56	規制庁アリタです。これについて事実確認に移りたいと思います。
0:17:03	まず1個目ちょっと私の方から聞きたいのが、さっき説明があった76条第3項なんですけど、また以降ということで
0:17:13	加工燃料物質が混入されないような方策をといったのが、これを新たに追加されているところで、やる内容自体は問題ないと思うんですけど、他方で、これ何で今回追加されたのかなっていうのはちょっと気になって、この取り組みっていうの廃液処理設備(2)を使ってた頃も同様にやってたんですね。
0:17:37	三菱原子燃料コマタでございます。実際には管理というか、そういうことはやってたんですけど、
0:17:46	添付資料の別添の2のですね、
0:17:53	2235ページをつけてございます。
0:18:00	こちらが3.2として申請の範囲というのが記載されてございますけれども、
0:18:06	ここで別に中段よりちょっと下のところに、
0:18:11	記載されておりますけど、通常時にですね、廃液処理設備(6)に受け入れる廃液は、
0:18:19	添説設1-3-2表に示す対策管理を実施することにより、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:28	有意な核燃料物質を混入しないようを管理する、これらの対策については保安規定に規定するという事は設工認の方に書いて
0:18:40	ございまして表ですけれども次の
0:18:45	次のページのところ 2238 ページに、
0:18:49	混入防止対策として一覧表がございましてけれども、
0:18:54	こちらをですね下部規定に定めてしっかり守っていくということで、これに関する条文というところで新たに、また以降を追加したということでございます。
0:19:09	規制庁アリタです。ただいまの説明を要約すると、要は設工認の添付説明で書いてる内容を反映させた形で、実態としては前々からやってたことを明確化したという
0:19:26	そういう形でよろしいですね。
0:19:32	三菱原子燃料コマタでございます。はい。おっしゃる通りでございます。
0:19:38	規制庁アリタです。了解いたしました。
0:19:45	規制庁オザワですけれども、資料 14 の 1 ページ目のところ、変更の理由なんですけれども、
0:19:52	廃液処理設備(5)というものが
0:19:57	生産再開まで使用する予定がないのに何で使用するというような理由になってないような理由が書かれてるんですけれども、このところをどうしてこのタイミングでということも含めて御説明ください。
0:20:18	はい。
0:20:20	三菱原子燃料コマタでございます。変更の理由のところ、なお書き以降で書いてある通りなんですけれども、
0:20:35	今後ですね段階的に申請をしていく中でも、今回の登録というのはセットというような形ですので、ちょっと使用時期が異なるんですけれども、併せて申請のほうがいいのかというところの判断で、
0:20:56	一緒に申請させていただければというところでございます。
0:21:04	規制庁オザワです。
0:21:10	段階的というの中です、この説明だと、最終段面で問題ないんじゃないんですかっていうことなんですけれども、
0:21:28	三菱原子燃料コマタでございます。
0:21:32	今回、こちらの保安規定に載せていただくということで、社内でも検討をしたんですけれども、いろいろ賛否両論あったんですが、もし、
0:21:46	(5)については、生産再開まで使うことはないというのはもう間違いないので、今回を個別にということであればもう個別でも特に問題があるわけではございません。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:08	規制庁オザワです。
0:22:10	そういうことであれば、
0:22:15	使用の時期、申請の時期を踏まえて、検討していただければ、結構だと検討していただければと思います。
0:22:29	以上です。
0:22:32	三菱原子燃料コマタでございます。承知しました。
0:22:40	単独ですね、今回(6)のみということで申請させていただければと思います。
0:22:54	原子力規制庁の永井です。
0:22:56	添付資料 14 で確認します。今の資料ですと別添 2 なのですが、ページ数の 2240 ページを
0:23:08	見ているんですが、今回タンクを使うということ
0:23:15	については、この設工認の中で確認をしているところなんですが、
0:23:22	図説設 1-3-1(3)図ですね、廃液処理設備(6)の例ですけど、
0:23:32	変更後を見ると、ここに 4 番目で堰が設けられているんですけども、こちらのほうのなんてすかね、安全機能といいますか、使用前検査は、
0:23:48	終わるんでしょうかってことと、一連のこのタンクを使用するにあたって、関連する安全機能というのは、今どんな状況にあるのか、説明してください。
0:24:25	三菱原子燃料コマタでございます。堰についてはまだ工事の方が終わってないという状況ですので、
0:24:35	使い始める前には
0:24:39	検査を実施するというので、
0:24:44	という予定でございます。
0:24:48	原子力規制庁のナガイです。
0:24:50	この工場棟はちょっと広がって、範囲が広いんで、ここ(5)は落として(6)だけを使うという話がありましたけど、
0:25:03	堰もあれば、あと漏水検知もこの部屋だけであると思うんですけど、そういう一連の安全を優先したというか安全機能がきちんと確保した上で使うということで、
0:25:20	この 14 の資料には今記載が私のほうで見た範囲では見当たらないんですけど、そういう旨の説明もあわせてするようにしてください。
0:25:35	三菱原子燃料コマタでございます。承知いたしました。
0:25:54	規制庁オザワですけども、今のナガイからのコメントは、資料 14 の中に、そういう説明も含めて説明してくださいという意図でのコメントですので、含めた資料
0:26:10	とるようにしてください。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:15	三菱原子燃料コマタでございます。承知しました。それでは添付資料の 14 のその表紙というか、説明資料の方にも、そういった文言を追加して、あわせて添付のほうにもですね、そういったところの
0:26:31	抜粋版なりをですねしっかりと添付するということにさせていただきます。
0:26:43	はい、原子力規制庁ナガイです。先ほどのお話もありましたけど、廃棄処理設備の(5)は使わないということですので、その削除も合わせて(6)のほうをきちんと求められる安全機能は
0:26:59	整備して使用前事業者検査ですか、なり検査合格した段階で使うということで、関連設工認の関連書類も含めて、引用する形で説明するようにしてください。
0:27:17	三菱原子燃料コマタでございます。承知いたしました。
0:28:18	規制庁アリタです。さっき廃液処理(5)、(6)のうち、(6)だけにするって話があったところで、それでちょっと 1 点確認なんですけど、
0:28:29	廃液処理の工程図を見ると(6)から(5)に伸びてる線があって、要はこれ(6)でチェックして放射性物質が混入しちゃった場合(5)に戻して浄化してっていうラインだと思うんですよ。
0:28:46	当然、(5)がないと、このライン使えなくなっちゃうと思うんですけど、これについてはさっき保安規定で、
0:28:54	核燃料物質が混入しないように具体的な方策を定めて、ってのがあったんで、それをもって核燃料物質が入らないことは担保されるので、実際に工場が動き出すまではもう(5)の方は出番がないと、そういう整理でよろしいですか。
0:29:12	三菱原子燃料のコマタでございます。おっしゃる通りでございます。
0:29:22	規制庁アリタです。了解いたしました。
0:29:36	規制庁アリタです。最後にちょっともらった資料で細かい誤記というかそういうのがあったんで、そこ、
0:29:45	伝えたいと思います。
0:29:49	まず最初に、
0:29:55	添付資料 13 番なんですけど、13 番、
0:30:00	の裏面の、
0:30:04	火山活動に伴うフローのところこれ③として、核燃料物質の防止等って書いて、これ多分、漏えいが抜けていると思います。
0:30:27	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:30:30	確認取れました。大変失礼いたしました。修正させていただきます。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:36	はい。では、お願いします。あとあのパワーポイント資料のほうで2箇所1個目のまず22ページのNo.31ですね、これは品管規則解釈について他社の事例を参照して反映したっていうことを書いてるんですが、
0:30:55	反映させた条文が順番に、5条、5条の4、なんたらかんたらって書いて最後15条まで書いているんですけど。
0:31:03	これ新旧表を見たら、15条の2も変わってるんで、これ、記載漏れかなと思います。
0:31:12	三菱原子燃料のコマタでございます。ただいまの点、こちらも確認とれました。大変失礼しました。修正させていただきます。
0:31:25	はい。あと最後1個なんですが、ちょっと何ヶ所かに渡っちゃうんですけど
0:31:50	25ページのNo.6で
0:31:55	対応結果として
0:31:58	16ページNo.8と19ページNo.10の記載合わせたってなってる、それぞれの
0:32:07	対応状況の表を見ると、
0:32:11	対応結果概要欄は、これ、同じ記載になって、統一しているんですけど、ただ○×のところが、
0:32:18	16ページのほうは両方一になって、
0:32:22	19ページは資料反映のほうだけ○になってるってことで、○×がちょっとこれずれているんで、これもや同じ対応になるんだったら統一しなきゃいけないのかなと思います。
0:32:38	三菱原子燃料のコマタでございます。大変失礼いたしました。こちらも誤記でございますので、修正させていただきます。
0:32:51	規制庁アリタです。こちらで確認した誤記は以上でございますのでこちらも修正して、次回の補正のタイミングになるんですかね、そのときにあわせて提出するようにお願いします。
0:33:07	三菱原子燃料のコマタでございますので、承知いたしました。大変失礼いたしました。
0:33:19	はい。じゃあこちらからの指摘は以上になります。
0:33:24	三菱原子燃料のほうから何か質問とかございますでしょうか。
0:33:36	三菱原子燃料のコマタでございます。当社の方からとりあえずコメント等はございませんので、また今後についてですね、別途、をご相談させていただければと思います。ありがとうございます。
0:33:55	はい。規制庁アリタです。それでは、これで面談終了しようと思います。お疲れ様でした。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。